

議事日程（閉会日） 令和7年3月19日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 2 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 2 議案第 3 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 3 議案第 4 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第 5 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 6 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第 7 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 8 号 木曽岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 木曽岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 木曽岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 18 議案第 19 号 木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象
工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 20 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予
算について
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計
予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算に
ついて
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算に
ついて
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算につ
いて
- 日程第 25 議案第 26 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算につ
いて
- 日程第 26 議案第 27 号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 27 閉会中の継続調査について（議会運営委員会・議会広報常任委員会）
- 日程第 28 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	後 藤 紀 子	2 番	古 村 護
3 番	鎌 田 鷹 介	5 番	加 藤 眞 人
6 番	伊 藤 守	7 番	服 部 芙二夫
8 番	三 輪 一 雅	9 番	伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	伊 藤 芳 彦	総 務 政 策 課 長	小 島 裕 紹
危 機 管 理 課 長	坂 倉 丈 夫	会 計 管 理 者	藤 井 光 利
産 業 課 長	中 山 重 徳	建 設 課 長	伊 藤 雅 人
住 民 課 長	伊 藤 正 典	税 務 課 長	神野美紀恵
教 育 課 長	村 上 強	福 祉 課 長	黒 田 和 弘

子ども・健康課長 佐藤 信 恵 ふれあいの里所長 松 本 大
事務局出席職員

事 務 局 長 多 賀 達 人 議 会 事 務 局 鈴 木 琴 音

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

午前 9 時 0 分開議

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長はじめ、執行部の皆様方におかれましても、ご出席頂きありがとうございます。

さて、令和7年第1回定例会は3月5日から15日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の最終日でございます。この後行われます議案審議に際しまして、慎重審議をしていただきますよう、お願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、先だって行われました、本会議での常任委員会の資料のことにつきましてご説明をしたいと思います。総務建設常任委員会から、委員会審査報告書が提出されておりますが、その際に、資料には出席委員数が6名、欠席委員0名となっておりましたけども、実際には、出席委員数は5名で欠席委員が1名でありましたので、資料を訂正させていただきまして、更新させていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 1 議案第 2 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第7号）
について

日程第 2 議案第 3 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正
予算（第4号）について

日程第 3 議案第 4 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について

日程第 4 議案第 5 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算
（第3号）について

日程第 5 議案第 6 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算
（第3号）について

日程第 6 議案第 7 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算（第
2号）について

日程第 7 議案第 8 号 木曽岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第 8 議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 11 号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 12 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 13 号 デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 14 号 木曽岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 15 号 木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 16 号 木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 17 号 木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 18 号 木曽岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 19 号 木曽岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 20 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について
日程第 2 6 議案第 2 7 号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（三輪一雅議員） 日程第 1、議案第 2 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 2 6、議案第 2 7 号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 2 6 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いたします。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） ただいま議題としました議案につきましては、1 7 日の一般質問日にそれぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告とその質疑が終わっております。よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は、議会運営委員会でご決定いただいたとおり行いますので、ご理解願います。

それでは、日程第 1、議案第 2 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 7 号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 2 号は、委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、日程第 2、議案第 3 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 3 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第３号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第３、議案第４号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第４号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第４号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第４、議案第５号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第５号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第５号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第５、議案第６号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第３号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第６号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第６号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第６、議案第７号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第７号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第７号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第７、議案第８号、木曽岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第８号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 8 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 8、議案第 9 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 9、議案第 10 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第 10、議案第 11 号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 11、議案第 12 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 12、議案第 13 号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第１３号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第１３、議案第１４号、木曽岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第１４号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第１４号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第１４、議案第１５号、木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第１５号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第１５号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第１５、議案第１６号、木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第１６号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第１６号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第１６、議案第１７号、木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第１７号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第１７号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第１７、議案第１８号、木曽岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第１８号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第１８号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第１８、議案第１９号、木曽岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第１９号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第１９号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第１９、議案第２０号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２０号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第２０号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第２０、議案第２１号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２１号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第２１号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第２１、議案第２２号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２２号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第２２号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第２２、議案第２３号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２３号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第２３号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第２３、議案第２４号、令和７年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２４号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第２４号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第２４、議案第２５号、令和７年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２５号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第２５号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第２５、議案第２６号、令和７年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２６号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第２６号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第２６、議案第２７号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２７号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第２７号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第２７ 閉会中の継続調査について（議会運営委員会・議会広報常任委員会）

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第２７、閉会中の継続調査についてを上程し、これを議題といたします。

議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手

元のタブレットご覧のとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び議会広報常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいた決定しました。

日程第２８ 議員派遣の件

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第２８、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元のタブレットご覧のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元のタブレットご覧のとおり派遣することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたが、ここで加藤町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さま、おはようございます。

今期定例会、令和７年の三重県桑名郡木曽岬町議会議会定例会を、去る３月の５日に招集、そして開会をいただき、執行部提案の諮問案件１件、議案２６件、合わせて２７件、全議案を慎重にご審議いただき、全議案、ご承認をいただきました。誠にありがとうございました。

つきましては、ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、私としては、この今期定例会が町長として、最後の定例会ということでございます。加藤町政を締めくくるにあたって、所信を述べさせていただき、一言ご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

なお、昨年１２月の一般質問で答弁させていただいたことと、重なる部分もあろうかと思いますが、私の思いを皆さん方にしっかりと受けとめていただければ、誠に幸いです。よろしくお願いいたしますと思っております。

昭和から平成へと変わる時代でした。木曽岬が、村から町へと町政変更され、木曽岬町として新たなスタートを切った頃でございます。平成５年、岡村町長さんがご勇退をされ、そしてそのあと、水谷町長さんが引き継がれました。ちょうどその時に、私も、皆さ

ん方から力強いご支援をいただいて、町会議員として議席を与えていただきました。ちょうど、あの頃といいますか、あのときは、5月まで、町長さんであった岡村町長さんが、亡くなられ、そしてまた、5月まで議長であった森商工会長さんが亡くなりました。そして8月には、前の農協の伊藤ヒロム組合長さんが亡くなられ、9月に入って、収入役であり、町議長？も務められた伊藤マサヒロさんが亡くなりました。わずか2か月3か月の間に、ついこの間まで、町のトップを務めていただいていた方々が相次いで亡くなりました。

あのときに、木曽岬、この先どうなってしまうだろうと、正直、そんな感じを抱きました。と同時に、一つの時代が終わるのかなと、そんな思いもいたしたところでございます。そんな中で、私も議員として、水谷町長さんの町政と一緒に、議員として活動させていただきましたけれど、水谷町長さんの時代には、ご存知のように、木曽岬ではかつてなかったと思います。住民の皆さんの大きな声が上がって下水道の問題です。そして、町長選が行われました。

岡村町長さんは、7期初選から最後まで1回も選挙はなかったです。その直後の選挙でございました。木曽岬もいよいよ変わるな。変わってきたなというのが、あの当時の印象でございましたし、先ほど言いましたように、木曽岬町を引っ張っていただいていた皆さんが相次いで亡くなった。そんなときでございました。

そして、水谷町長さんの時代には、ご記憶のように、木曽岬干拓の県境町境問題がございました。これも大変でございました。

そのあと、古村町長さんの時代には、市町村合併の問題がございました。当時、そういった、木曽岬町の将来にかかる、大切なといいますか、大きな出来事が相次いでございました。そういった時代の中で、私も議員として参画をさせていただき、次の将来にかかる、重い責任を感じましたし、そしてまた、貴重な議員経験をさせていただきました。

そして、私は、それから議会を離れ、一町民として、議会傍聴などをさせていただきながら、町政を眺めさせていただいておりました。

この話は、12月にも話をさせていただきましたけれども、その折に、新聞記者さんたちが、こんなこと記事に書けれんは、或いは、何やってんだ木曽岬町は、そんなことを言われました。私も正直、あの頃、町政は、疑問を感じ、大丈夫かなと心配をしていたんですが、これは私の思い過ごしなのかなあとそんなふうに思っていた矢先でございましただけに、新聞記者さんから言われて、新聞記者さんたちが木曽岬町をそんなふうに見とるのかと。それを思ったときに、非常に残念でしたし、悔しかったです。何とかせなあかんやろ。誰か何とかしてくれんかなっていう。そんな思いをいたしました。

しかし、行動を起こさなかったら、何も変わらん。それが私の結論でした。やるしかない。そんな思いを持った頃に、周りの人たちから本当に温かい力強い声をいただき、気がついたら、自分で自分の背中を押しておりました。決断をして、皆さんに大変迷惑をか

けるかもわからん、混乱をきたすかもわからん。でも、自分たちが生まれた木曽岬が、よその人たち、周りの人たちから、そんなこと言われては悔しかった。ただ、そんな思いでした。

皆さん方の、本当に温かいご支援で私にチャンスを与えていただきました。新しい町政を担わせていただくにあたって、私は、誠実に信頼の町政と、そして、主権者たる町民の皆さんの、主体になる町政。そして、チェンジを掲げて、町政に臨ましていただきました。

まず、意識改革から、取り組みました。そして、職員の人事評価制度も、多分三重県下でも一番早かったと思うのですが、他の市町に先駆けて、人事評価制度を取り入れて、職員とも一緒に取り組んできました。最初はいろいろと、この制度については、考え方からそして不平等が起きてはいかんということでもいろいろございました。

しかし、職員たち自らが、立派な講師を呼んで勉強会を重ねてくれるようになりました。そして、人事評価も非常に定着をし、何より、スキルアップにも繋がってきました。ですから、これも、私自身の自己評価になってしまうかもしれませんが、よくやってくれていますし、定着してきたと思っております。

そしてもう一つ、私は常に皆さん方に、皆さんの元気がまちの元気だ。まちの元気は皆さんの元気からっていうのを常に申し上げてきました。

ちょうど先般の、16日日曜日に、伸びゆく木曽岬町のふれあい広場2025を開催させていただきました。町長はどうも、心がけが悪いのか、天気に悩まされております。多分、皆さんも、そして実行委員の皆さんも、お天気が本当に心配で、夜も寝られなかったと思います。朝5時ごろから役場に集まって、実行委員さんたちは、最終決断をいただきました。小雨が降る中で、出演出展していただく皆さん方や、或いは運営に携わっていただく方々、そしてそれぞれのコーナーで頑張っていただいております。あれが、私は木曽岬町の一番、魅力であり、よさであり、私がいつも思っている。皆さんの元気がまちの元気だ。まさに、ふれあい広場のあの日に、それをつくづく感じました。皆さんの思いが一つになって、何とかこの雨の中だけど、皆さんに一人でも多くの人に楽しんでいただこうと。そんな思いで、本当に一生懸命やっていただきました。運営に当たっていただいていたスタッフの皆さんや、役場の職員もよくやってくれました。そういったまちの姿が、私は一番、願っていたことでもあります。それだけに、こないだのふれあい広場、本当に嬉しかったです。

皆さんのそういった熱い思いが、この木曽岬を少しでも明るく元気なまちにしてくれたと。そんな思いで、この4期16年間、私なりに心を砕いてきたつもりでございますだけに、この間のふれあい広場、本当に嬉しかったです。ありがとうございました。

また、もう一つは、私が常々申し上げております、木曽岬町が、安全で安心で、そして皆さん方が暮らしやすいまちにしていけないかん。そんな思いを持って取り組みをさせて

いただいて参りました。

特に、木曽岬町はご案内のように、ゼロメートル地帯の町でございます。町を守る木曽川の高潮堤防や鍋田川の堤防、そして何より排水機場が、命でございます。先輩先人の人たちも同じような思いで、町を守っていただいていたと思いますけれども、これだけ、気象変動によって大きな自然災害が頻発しておる中に、少しでも早く少しでもしっかりとしまちにしていくなが必要があるということで、防災対策を最優先に、取り組んで参りました。

特に、木曽川の堤防、それから鍋田川の堤防もそうでしたけれども、国交省は、調査の結果、木曽岬側の堤防については、液状化を起こして沈降しても、高さが保てられるから、耐震の必要がないという結果が出ておりました。私はどうしても納得できませんでした。7、8年前から、毎回毎回同じようなお願いをさせていただいて参りました。やっと去年の4月だったと思います。必要性を認めていただきました。いろんな問題にぶつかる時、くどいほど、加藤はくどいなと再三言われました。しかし、何とかして明かりをつけ、しっかりとしまちにしていくなためにということで、繰り返し申し上げてきました。

議員さんにもいろいろくどいことを申し上げてきたことが多々あったかと思いますが、木曽川の堤防もそうでしたけれども、河川防災ステーションあれも実は非常に地元の人たちに、なかなか受け入れていただけませんでした。防災ステーションが悪いんじゃないです。町、行政に対する不信がございました。

あの地区は、伊勢湾台風の時に大変な被害を受けた地域ですから、当然防災ステーションや防災センターには、むしろ歓迎していただけたはずです。しかし、事業を進める進め方に皆さんが不満を持ち、不信を持たれた。それを払拭するのに1年ぐらい時間がかかりました。しかし、その1年の間に、他の全国の防災ステーションにない防災ステーションを作っていただきました。

参議院議員になられた足立先生も国交省のトップの方です。竣工式の時に来て、この防災ステーションこれいいなと。なぜかといいますと、国交省の河川局の人たちが河川につける河川防災ステーションそれを木曽岬の、源緑のステーションは23号線、国道に接している。河川と道路と両方に、アクセスできる。そんな防災ステーション。

もう一つは、地盤沈下対策が講じてあるということで、そういったことで、非常に皆さんの声が国交省に届いて、ああいったしっかりしたものを作っていただきました。

この複合型施設、役場庁舎もそうでした。何とか、限られた財源の中で、少しでも将来にしっかりとつなぐことができる。役場庁舎や、或いは防災機能を持った複合型施設にしていきたい。建設委員会の皆さんが3年4年本当に真剣に議論していただいて、計画をまとめ上げていただきました。このときに、財源は非常に厳しいものがございます。皆さんもご存知の方も多かろうと思いますけれども、こういった施設に対しては国の財政的な支援はありません。

しかし、南海トラフの強化地域から木曽岬も外れた時がありました。このときもそうでした。津波に対しての危険度が、低いからならないのです。ところが、津波に対しての危険度の高い、例えば三重県でいけば、紀伊半島南部の市町で、海岸のところがそうです。東日本の震災の時もそうですけれど、三陸沖、それから四国沖もそうです。津波に対しての危険度が高いけれども、実は岩盤がしっかりしているのです、海岸線が。

ですから、行政が自治体が命を守り安全な施設を作るのに、どちらが金がかかるのか。木曽岬は確かに、津波から時間があるから安全だという判断が出ておるのですが、住民の皆さんの命を守るのは、危険度の高いまちも、私のところもやることは同じです。避難タワー立て、或いは避難経路を確保する。そのために、どちらがコストがかかるかということ再三、関係機関の内閣府や国交省、県にも言いました。そして何より、副町長、森君は、当時課長でした。職員たちが一生懸命、各省庁と折衝して、そして初めてこういった公共施設に、国の財源、支援を受けることができました。三重県庁もびっくりしておりました。それ以降は、他の県、市町の庁舎に対して、或いは公共施設に対しても、そういった制度が認められるようになりました。やはり、ハンデがあったらそこに声を上げなかったらなかなか行政の扉を開くことができないということをつくづく感じました。

もう一つ、皆さんに申し上げておきたいのは、木曽岬干拓の土地利用のことでございます。年長議員の好博議員さんは、記憶されておられると思いますけれども、木曽岬干拓に太陽光発電事業、この時に、実は私ども議会の皆さんが議長さんもそうですけど、あの当時、太陽光発電事業を木曽岬干拓にどうだということで、議会研修を兼ねて東京へ行って、経産省で、エネルギー担当の人たちにそんな話をさせていただいた経緯があると思います。実は、太陽光発電については、鈴木英敬知事さんが、エネルギーバレー構想の中に、太陽光発電事業、自然再生エネルギー、ここに木曽岬干拓を入れるか入れられないかの問題があった。部長から電話がかかってきて、町長、即断即決してくれと電話で言われました。できない。メガソーラーや太陽光発電事業は、木曽岬が望み、提案してきたけれど、それを決定するプロセスが、私は受け入れられない、即決してくれと。電話でその場で町長決断してくれと再三言われました。

私は、議会や町民の皆さんに、議論をしていただいて、そしてOKを貰っていかなければできない。常に町民主体の町政というのを掲げてきましたから、駄目だ、受け入れないと言ったら、部長はそうかと言われました。1時間ほどして、今度は鈴木英敬知事さんから電話がかかってきました。町長、本当にあかんのかと言われました。いや、知事もご存知のように私たちから、太陽光発電事業を誘致してくれという提案をしたぐらいだから、太陽光発電については大賛成。でも、町長が独断で返事をせいというのは、これは私は受け入れへん。ところが、知事いわく、本当にあかんのかと言われて、最後に、じゃあ、OK受け入れる。しかし、1時間でも早く、明日にでも議会と、あの当時木曽岬干拓の特別委員会がありましたから、そこへ来て説明して、議会と特別委員会の皆さんに納得しても

らうように説明してくれ、それを条件にしました。

後でわかったことですが、知事さんの、あの当時就任直後に、エネルギーバレー構想を打ち出されました、熱い計画書です。その中の1ページに、紙の色や印刷の色が違ったページが挟んでおりました。あれは、加藤がノーだと言ったら、多分差し替えたのでしょう。他の分厚いところ色が違っていました。もし、あそこで僕が駄目やと言ったら、多分メガソーラーはなかったと思います。これが一つ。

もう一つは、この事業の事業者を決める時です。これも議会の皆様方と、熊本県長洲町へ視察研修に行ったときです。あのときに、突然電話が入って、県が町長に会いたいと、電話がかかって、いや熊本へ向かっているから電話でもいいじゃないかと言ったら、もう新幹線に乗っると言われた。夕方、私より早く到着してみえました。議員さんたちに気づかれないようにお会いしたいと。そういうことです。今だから、議員さんの前で言えますけれども、あの時もそうでした。本当に行政を預かる責任者として、そしてまた、政治というのはこういうものかと。幾ら私が皆さん、町民の皆さん町民主体の町政だ、と言いながらも、大きな局面や重大な局面では、一瞬にして決断せないかんことがあるんだということをつくづく思い知らされました。危機管理もそうだと思います。それだけに、私は皆さん方に今初めて申し上げますけれども、黙っておったことについての思いはずっと胸につかえておりましたけれども、悪いことをやったつもりはありません。

しかし、皆さん方に、こういったこともあったんだということを知っていただきたいなと思って、あえて申し上げました。

そんないろんな様々な事業を、皆さん方と一緒に、特に議員さんたちからも、ある場面でおしかりを受けたり、否決をされた場面もありました。しかし、お互いが、議会の皆さんも、執行部も、町民の皆さんの負託にこたえられるように、まさに議会と行政の車の両輪となって、ご理解をいただきながら、前にしっかりと進めさせていただくことができました。

振り返りますと、私は就任以来、人との出会い、大切な人との出会いをたくさんいただいた。よき友に、そしてまたよき仲間、そして何より、大勢の皆さん方に支えられて、人間は生きていくのだなと同時に、町長は孤独でございます。

しかし、皆の温かいお支えをいただきながら、こうして4期16年間、大過なくというと、自惚れになるかもしれませんが、私なりには、できる限り精一杯、取り組んできたつもりでございます。

もちろん、町長の私の思いをしっかりと受けとめてくれて、職員たちが一生懸命やってくれました。それでも、町民の皆さんには、不満や批判を受けておると思います。100%のことはできませんけれども、自分なりの思いを、この木曽岬のために、或いは皆さんに少しでも喜んでいただけるよう、そんな思いで、この16年間、お蔭さまで健康で元気に、こうやって皆さんと一緒に、町政の締めくくりをさせていただける、本当に幸せな

男だったと感謝をしております。どうぞひとつ、木曽岬町は、今年のご案内のように、町長と町議会議員の同時選挙がございます。そして、参議院選挙も7月でございます。多分、9月頃になると思いますが、知事選挙もございますし、場合によっては、県議会の補欠選挙も、予定をされるでしょう。

ですから、今年は木曽岬町にとっては選挙の年だと位置付けができると思います。しかも、これからの新しい木曽岬町を、木曽岬町に関わる大変大きな重要な選挙の年でございます。国政もそうですけれども、木曽岬町の新たな執行体制、そして新町長さん、そして議会も。ですから、それぞれしっかりと政策論争をしていただいて、町民の皆さんにしっかりとした選択をしていただく。そして議会の皆さん方も、執行部と町政の両輪となって、しっかりと、引っ張っていただきたいと思います。

私はこの生まれ育った木曽岬が大好きですから、町政から離れさせていただいても、木曽岬のことはずっと見守っていききたいし、私でできることがあったらボランティアでもさせていただけたらなとそんな思いを持っております。どうぞひとつ皆さん、こんな小さな木曽岬ですけど、小さな町だからこそ、人柄や土地柄が一番の自慢でございます。それだけに、諍いのない、お互いに触れ合い、支え合って、そして明るく元気に、皆さんが暮らしていただけるように、どうぞひとつ、皆さん方、新たな年度を迎えます。新たな木曽岬町のスタートになると思いますが、ぜひそんな思いで、今回、4月の選挙に臨んでいただいて、新体制を作っていただきたいと。それが木曽岬町の将来に大きく繋がっていくわけですから、町民の皆さんもしっかりと、その辺は皆さん方でご選択をいただきたいと思います。

皆さん方のますますのご健康ご健勝、そして木曽岬町のますますの飛躍発展を重ねてお祈りをさせていただいて、今日こうして皆さんがたの前にお時間をいただいて、ご挨拶をさせていただく機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。本当に皆さん長い間ありがとうございました。

〔議場内拍手〕

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の発言が終わりました。加藤町長におかれましては、16年の長きにわたり、町政を担っていただいたこと、ここに敬意を表したいと存じます。

これにて、令和7年第1回木曽岬町議会定例会を閉会といたします。

午前 9時47分閉会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には、本定例会が3月5日から、本日までの15日間の日程で開催され、議案審議には、十分な調査と活発なご議論をいただき、円滑な議事進行と議会運営により、本定例会を無事終えることで、住民の皆様への負託にもお応えすることが出来ましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、加藤町長をはじめ、執行部の皆様方におかれては、この度、可決決定した議案を、

住民福祉の向上と、町政の進展に繋げるため、適正かつ的確に執行していただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議にご出席いただき、ありがとうございました。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
